

入 札 説 明 書 類

件名：令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約）

令和6年11月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和6年11月15日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑨別紙 適合証明書 1 部

⑥～⑧：期限(令和6年11月22日)までに提出すること。

⑩入札書 1 部

⑩：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和6年11月25日)を厳守すること。

⑪入札書等記載要領 1 部

⑫入札辞退届 1 部

⑫：応札しない場合、令和6年11月25日までに提出すること。

⑬委任状 1 部

⑭年間委任状 1 部

⑬～⑭：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和6年11月26日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約）」にかかわる入札公告（令和6年11月1日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- （1）契約件名 令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約）
- （2）仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- （3）契約期間 自：契約締結日 至：令和7年3月25日
- （4）納入場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NK ビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

（5）入札方法

入札金額については、単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- （6）入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- （1）契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- （2）令和4・5・6年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- （3）当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- （4）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- （5）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- （6）その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- （7）公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- （8）暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- （9）法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、

納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

(10)「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。

(11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

(12) 官公庁等の公的機関において実施している調査のデータ代行入力業務を実施した経験を持つこと。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和6年11月15日(金)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和6年11月22日(金)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

②会社概要

③公益法人については、3(7)を証明する書類

④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)

⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)

⑥別紙「適合証明書」及び仕様書11を満たすことを証明する書類

(3) 入札書

提出期限は令和6年11月25日(月)17時00分(郵送の場合も同様)

詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和6年11月25日)までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和6年11月26日)に開札会場へ持参すること。

5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

総務部会計課管理係

電話：06-6384-1120

(2) 入札書の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年11月26日開札 令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約） 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和6年11月26日開札 令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約） 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和6年11月26日（火）10時30分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 3階 多目的室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

仕様書

1. 件名

令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約）

2. 業務内容

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下、委託者とする。）は、国民健康・栄養調査の集計作業を毎年、実施している。本調査の令和6年分について、委託者が収集した身体状況調査票、生活習慣調査票及び栄養摂取状況調査票（Ⅰ世帯状況、Ⅱ食事状況）のデータ入力、データクリーニング及びデータベースファイルの作成が必要であるため、本件業務を委託する。

3. 業務の履行場所

受託者の所在地

4. 業務の履行期間

契約締結日～令和7年3月25日（火）

5. 業務の内容

（1）入力対象の調査票について

本件において入力対象となる調査票の種類は下記ア～ウの3種類である。

ア 身体状況調査票

- ・データ入力予定件数：原票20,000枚分
※原票は別紙1のとおり（記入例：別紙2）
※原票は回答者1名あたり1枚
- ・入力項目：地区番号4桁（地区番号上2桁と地区番号下2桁）、市郡番号、世帯番号、世帯員番号、性別、年齢、身体計測値（身長、体重、腹囲と各計測方法）、血圧（収縮期、拡張期：各2回）、血液検査の有無、食後時間、服薬状況（4問）、糖尿病に係る問診（4問）、医師等からの運動禁止の有無、運動習慣（3問）

イ 生活習慣調査票

- ・データ入力予定件数：原票20,000部分
※原票は別紙3のとおり（記入例：別紙4）
※原票は回答者1名あたり1部
- ・入力項目：地区番号4桁（地区番号上2桁と地区番号下2桁）、市郡番号、世帯番号、世帯員番号、性別、年齢、1日の食事回数、主食・主菜・副菜を組み合わせる食べることが1日2回以上ある日数、かんで食べる時の状態、

睡眠について（２問）、町内会や地域行事等グループ活動の参加について（５問）、仕事について、学校について、飲酒について（２問）、喫煙について（３問）、受動喫煙について（１０問）

ウ 栄養摂取状況調査票（Ⅰ世帯状況、Ⅱ食事状況）

・データ入力予定件数：原票１２，０００部分

※原票は別紙５のとおり（記入例：別紙６）

※原票は１世帯あたり１部

・入力項目：地区番号４桁（地区番号上２桁と地区番号下２桁）、市郡番号、世帯番号、調査日、調査月、世帯員番号、生年月日、性別、妊娠・授乳の有無、妊娠週数、

仕事の種類、食事状況（朝、昼、夕）、歩数、歩数計装着状況

なお、上記のデータ入力予定件数は全て、予定件数であり、件数の増減が生じる点について十分に留意すること。

（２）データ入力およびデータクリーニング

上記（１）にて示した３種類の調査票について原票を委託者より借用し、原票について下記のア～エの条件に従い、記載内容をデータ入力し、入力したデータについてデータクリーニングを実施すること。

ア 同じ調査票を２名で独立に半角英数字で入力すること。

イ 調査票内の未回答の部分については半角の「.」を入力する。

ウ 両データを照合し、不一致項目を確認し、不一致事項については、当該２名とは異なる第三者が原票を再度確認し、正しい値に修正する。上記ア・イの作業履歴を保管すること。

エ 入力データクリーニング時におけるデータの不整合を発見し、その処理に判断を要する場合は、調査票の該当箇所付箋を貼り付け、当該箇所をＰＤＦ化の上、電子メールにて当所担当者へ送信の上、電話により連絡すること。

（３）データベースの作成

ア 上記にて入力したデータについて調査票ごとにデータベースを Excel 形式（Excel ブック.xlsx 又は Excel97-2003 ブック.xls）にて作成すること。入力フォーマット及び成果物様式は、別紙７及び別紙８のとおり。

イ データベースのファイル名（納品用）は、次のとおりとする。

①身体状況調査票：R06 身体状況調査票

②生活習慣調査票：R06 生活習慣調査票

③栄養摂取状況調査票：R06 栄養摂取状況調査票

（４）入力状況等の確認

受託者は、調査票ごとに作成され次第、委託者の確認を受けること。特に初回引き渡し時に作成した分においては調査票ごとにテスト納品すること。当該データベースファイルの確認方法等について委託者の指示に従うこと。

また、確認の結果、誤りや齟齬等の不備がある場合は、委託者の指示に従い修正を実施すること。

(5) 成果物の作成

上記(3)イ①～③のデータベースファイルについて上記(4)に従い委託者の確認を受けた上で、調査票毎に一括したデータベースファイルを作成し、全ての調査票のデータベースファイルをCD-ROM等の電磁気記録媒体に格納すること。また、上記作業の完了後に業務完了報告書を作成すること。

6. 調査票の引き渡し及び返却等について

- (1) 委託者は、受託者に対して、原票について、入力準備が完了したものから順次引き渡しを行う(2週間に1回程度)。委託者からの原票の引き渡し期間は、令和6年12月20日(金)～令和7年2月21日(金)の間に行うことを予定している。
- (2) 受託者は、上記の引き渡し時ごとに上記(5)4に従い委託者の確認が完了した入力済データの原票を返却すること。原票の引き渡し及び返却について、受託者は車両にて運搬をすること。委託者は別添の調査票管理簿により引き渡し及び返却の状況を管理する。

7. 秘密の保持

受託者は、業務遂行の過程で知り得た情報を委託者の承認なしに第三者に漏洩してはならない。また、以下の事項を遵守すること。

- ・ 取り扱う情報は、他の目的には使用しないこと。
- ・ 取り扱う情報は、情報処理業務を行う者以外には秘密とすること。
- ・ 取り扱う情報は、成果物の授受を除いて特定の場所から持ち出さないこと。
- ・ 取り扱う情報は、委託者の許可なく複製しないこと。
- ・ 業務の終了等により不要となった場合に、入力データを返却又は廃棄若しくは抹消すること。また、入力データを廃棄又は抹消した場合には、確実に廃棄又は抹消したことを証示する作業データ削除報告書を作成すること。

8. 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託することは出来ない。また、本業務における主要な業務遂行管理部分については、受託者以外の第三者へ再委託することを禁止する。
- (2) 本業務の一部を第三者に再委託をする場合は、必ず事前に再委託する業務の範囲、再委託先等を委託者に対し書面にて報告、協議を行った上、委託者の承認を得なければならない。

9. 成果物

(1) 成果物

ア 上記 5 (5) にて作成した電磁記録媒体 2 部 (正副)

イ 上記 7 にて作成した作業データ削除報告書 1 部

ウ 上記 5 (5) にて作成した業務完了報告書 1 部

(2) 納品日

令和 7 年 3 月 25 日 (火) まで

(3) 納入場所

大阪府摂津市千里丘新町 3 番 17 号 健都イノベーションパーク NK ビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

10. 検査・検収

- (1) 受託者は、成果物納品した後、委託者の検査・検収を受けなければならない。
- (2) 本業務は、委託者の検査・検収に合格したときをもって履行完了とする。
- (3) 検査・検収結果、不合格となった場合は、委託者の指示に従い遅滞なく対応し、再度の検査・検収を受け、これに合格しなければならない。
- (4) 本業務の検査・検収に合格した後、本業務にかかる代金を請求することが出来る。

11. 受託者要件

- ・官公庁等の公的機関において実施している調査のデータ代行入力業務を実施した経験を持つこと。

12. その他

- (1) 本件受託によって作製される一切の著作物及びそれに類する知的財産物 (著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む) は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 納品後 1 年以内において成果物に不備等がある場合は、委託者の指示に基づき必要な修正等を行うこと。
- (3) 本事業の遂行上、仕様書に疑義が生じた場合または委細のない事項が生じた場合は、受託者は委託者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。



統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

令和6年国民健康・栄養調査

身体状況調査票

地区番号

市郡番号

世帯番号

世帯員番号

性別

1 男 2 女

年齢

(令和6年11月1日現在)

都道
府県

保健所

[身体計測]

(1) 身長

(1歳以上)

 cm

(2) 体重

(1歳以上)

 kg

(3) 腹囲

(20歳以上)
(へその高さ)
 cm

計測方法

- 1 調査員が測定
2 被調査者が測定(自己申告)

(4) 血圧(20歳以上)

1回目

収縮期(最高)

拡張期(最低)

 mmHg mmHg

2回目

収縮期(最高)

拡張期(最低)

 mmHg mmHg

(5) 血液検査実施の有無(20歳以上)

(検査項目は裏面に記載)

1 有 2 無

→ 食後時間(裏面参照)

[問診](20歳以上)

(6) 現在、a から d の薬の使用の有無

- (a) 血圧を下げる薬 有・無
(b) 脈の乱れに関する薬 有・無
(c) コレステロールを下げる薬 有・無
(d) 中性脂肪(トリグリセリド)を下げる薬 有・無

[問診](20歳以上)

(7) これまでに医療機関や健診で糖尿病といわれたことの有無(「境界型である」、「糖尿病の気がある」、「糖尿病になりかけている」、「血糖値が高い」などのようにいわれたことも含む)

1 有 2 無 → (8)へ

(7-1) 現在の糖尿病治療の有無(通院による定期的な検査や生活習慣の改善指導を含む)

1 有 2 無 → (7-3)へ

(7-2) 現在の投薬(インスリン注射または血糖を下げる薬)の有無

1 有 2 無

(7-3) 現在の生活習慣の改善の取り組みの有無

1 有 2 無

(8) 現在、医師等からの運動^{*}禁止の有無

1 有 2 無

(9) 運動^{*}習慣

(医師等から運動を禁止されている((8)で「1 有」と回答した)者は記載不要)

(a) 1週間の運動日数

 日

(b) 運動を行う日の平均運動時間

 時間 分

(c) 運動の継続年数

1 1年未満 2 1年以上

※運動とは、スポーツやフィットネスなどの健康・体力の維持・増進を目的として、計画的・定期的に行うもの。



統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

令和6年国民健康・栄養調査

身体状況調査票(案)

資料 3-2

R6. 7. ●

令和6年国民健康・栄養調査
企画解析検討会

地区番号

2705

市郡番号

1

世帯番号

012

世帯員番号

01

性別

① 男 2 女

年齢

045 (令和6年11月1日現在)

大阪

都道府県

〇〇

保健所

[身体計測]

(1) 身長

(1歳以上)

172.3 cm 1

(2) 体重

(1歳以上)

67.4 kg 1

(3) 腹囲

(20歳以上)

(へその高さ)

79.6 cm 1

計測方法

1 調査員が測定

2 被調査者が測定(自己申告)

(4) 血圧(20歳以上)

1回目

収縮期(最高)

拡張期(最低)

128 mmHg 90 mmHg

2回目

収縮期(最高)

拡張期(最低)

125 mmHg 92 mmHg

(5) 血液検査実施の有無(20歳以上)

(検査項目は裏面に記載)

1 有 2 無

食後時間(裏面参照)

6

[問診](20歳以上)

(6) 現在、aからeの薬の使用の有無

(a) 血圧を下げる薬

① 有 ② 無

(b) 脈の乱れに関する薬

有 ① 無

(c) コレステロールを下げる薬

有 ① 無

(d) 中性脂肪(トリグリセリド)
を下げる薬

① 有 ② 無

[問診](20歳以上)

(7) これまでに医療機関や健診で糖尿病といわれた

ことの有無(「境界型である」、「糖尿病の気がある」、
「糖尿病になりかけている」、「血糖値が高い」などの
ようにいわれたことも含む)

① 有

2 無 → (8)へ

(7-1) 現在の糖尿病治療の有無(通院による
定期的な検査や生活習慣の改善指導を含む)

① 有

2 無 → (7-3)へ

(7-2) 現在の投薬(インスリン注射または血糖を
下げる薬)の有無

① 有

2 無

(7-3) 現在の生活習慣の改善の取り組みの有無

1 有

② 無

(8) 現在、医師等からの運動*禁止の有無

1 有

② 無

(9) 運動*習慣

(医師等から運動を禁止されている((8)で「1 有」と
回答した)者は記載不要)

(a) 1週間の運動日数

1 日

(b) 運動を行う日の平均運動時間

時間 30 分

(c) 運動の継続年数

① 1年未満

2 1年

*運動とは、スポーツやフィットネスなどの健康・体力の
維持・増進を目的として、計画的・定期的に行うもの。



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

令和6年国民健康・栄養調査

生活習慣調査票

地区番号

市郡番号

世帯番号

世帯員番号

性別

1 男	2 女
-----	-----

年齢

(令和6年11月1日現在)

都道府県

保健所

厚生労働省

問1 ここ1ヶ月間、あなたの1日の食事（間食を除く）の回数は何回でしたか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

食事には、エネルギーのない食品（水・無糖の飲料・サプリメント等）のみを摂取した場合を含みません。

- | | | | |
|---|------|---|------|
| 1 | 1回以下 | 3 | 3回 |
| 2 | 2回 | 4 | 4回以上 |

問2 ここ1ヶ月間、あなたは、主食、主菜、副菜の3つを組み合わせる食べることが1日に2回以上あるのは週に何日でしたか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

主食：ごはん、パン、麺類などの料理
主菜：魚介類、肉類、卵類、大豆・大豆製品を主材料にした料理
副菜：野菜類、海藻類、きのこ類を主材料にした料理

- | | | | | | |
|---|------|---|------|---|------|
| 1 | 毎日 | 4 | 週に4日 | 7 | 週に1日 |
| 2 | 週に6日 | 5 | 週に3日 | 8 | ない |
| 3 | 週に5日 | 6 | 週に2日 | | |

問3 あなたのかんで食えるときの状態について、あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

- 1 何でもかんで食べることができる
- 2 一部かめない食べ物がある
- 3 かめない食べ物が多い
- 4 かんで食べることはできない

問4 ここ1ヶ月間、あなたの1日の平均睡眠時間はどのくらいでしたか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

- 1 5時間未満
- 2 5時間以上 6時間未満
- 3 6時間以上 7時間未満
- 4 7時間以上 8時間未満
- 5 8時間以上 9時間未満
- 6 9時間以上

問5 ここ1ヶ月間、あなたは睡眠で休養が充分とれていますか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

- 1 充分とれている
- 2 まあまあとれている
- 3 あまりとれていない
- 4 まったくとれていない

問6 あなたは、現在、町内会や地域行事、ボランティア活動、スポーツや趣味などのグループ活動に参加していますか。どのような活動に、どのくらいの頻度で参加していますか。次のアからオの質問について、あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

	1. 週4回以上	2. 週2～3回	3. 週1回	4. 月1～3回	5. 年に数回	6. 参加していない
ア 町内会や地域行事などの活動	1	2	3	4	5	6
イ ボランティア活動	1	2	3	4	5	6
ウ スポーツ関係のグループ活動	1	2	3	4	5	6
エ 趣味関係のグループ活動	1	2	3	4	5	6
オ その他のグループ活動	1	2	3	4	5	6

問7 あなたは、現在、収入になる仕事（パート・アルバイトも含む）についていますか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

- 1 仕事についている 2 仕事についていない

問8 あなたは、現在、学校に通っていますか（学校の職員は除く）。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

※学校とは、高校、専門学校、短大・高専、大学、大学院

- 1 通っている 2 通っていない

問9 あなたはお酒（清酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲みますか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

- | | |
|----------|--------------|
| 1 毎日 | 6 月に1日未満 |
| 2 週5～6日 | 7 やめた |
| 3 週3～4日 | 8 飲まない（飲めない） |
| 4 週1～2日 | |
| 5 月に1～3日 | |

（問9で1，2，3，4，5と答えた方にお聞きします。）

（問9－1）お酒を飲む日は1日あたり、どれくらいの量を飲みますか。

清酒に換算し、あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

清酒1合（アルコール度数15度・180ml）は、次の量にほぼ相当します。

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| ・ビール中瓶1本（アルコール度数5度・500ml） | ・焼酎0.6合（アルコール度数25度・約110ml） |
| ・ワイン1/4本（アルコール度数14度・約180ml） | ・ウイスキーダブル1杯（アルコール度数43度・60ml） |
| ・缶チューハイ1.5缶（アルコール度数5度・約520ml） | ・缶チューハイ1缶（アルコール度数7度・約350ml） |

- 1 1合（180ml）未満
2 1合以上2合（360ml）未満
3 2合以上3合（540ml）未満
4 3合以上4合（720ml）未満
5 4合以上5合（900ml）未満
6 5合（900ml）以上

問10 あなたはたばこを吸いますか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

- 1 毎日吸っている
 2 時々吸う日がある
 3 以前は吸っていたが、1ヶ月以上吸っていない
 4 吸わない
- } → 問11へ

(問10-1) 現在、あなたが吸っているたばこ製品について、あてはまる番号をすべて選んで○印をつけて下さい。(複数回答可)

※加熱式たばことは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品に火を点けずに、電気ヒーターで加熱などして吸う、新しいタイプのたばこです。たばこ葉の入った専用のスティック等を、専用の装置にセットして使用します。

- 1 紙巻たばこ 2 加熱式たばこ 3 その他

(問10-2) たばこをやめたいと思いますか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

- 1 やめたい 3 やめたくない
 2 本数を減らしたい 4 わからない

問11 あなたはこの1ヶ月間に、望まずに自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がありましたか。次のアからコのすべての場所について、それぞれあてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

※学校、飲食店、遊技場などに勤務していて、その職場で受動喫煙があった場合は、「イ 職場」欄に記入して下さい。

	1. ほぼ毎日	2. 週に数回程度	3. 週に1回程度	4. 月に1回程度	5. 全くなかった	6. 行かなかった
ア 家庭	1	2	3	4	5	
イ 職場	1	2	3	4	5	6
ウ 学校	1	2	3	4	5	6
エ 飲食店	1	2	3	4	5	6
オ 遊技場 (ゲームセンター、 パチンコ、競馬場など)	1	2	3	4	5	6
カ 行政機関 (市役所、町村役場、公民館など)	1	2	3	4	5	6
キ 医療機関	1	2	3	4	5	6
ク 公共交通機関	1	2	3	4	5	6
ケ 路上	1	2	3	4	5	6
コ 子供が利用する 屋外の空間 (公園、通学路など)	1	2	3	4	5	6

ご協力ありがとうございました。

血液検査項目

1	ヘモグロビンA1c
2	総コレステロール
3	HDLーコレステロール
4	LDLーコレステロール

「食後時間」には、直前に飲食した時刻(食事を開始した時刻)から採血までの経過時間について、該当番号を記入する。直前の飲食とは、糖分を含む飲食物を摂取した場合である。

- | | |
|----------|------------|
| ① 約 30 分 | ⑥ 約5～6時間 |
| ② 約1時間 | ⑦ 約7～8時間 |
| ③ 約2時間 | ⑧ 約9～10 時間 |
| ④ 約3時間 | ⑨ 10 時間以上 |
| ⑤ 約4時間 | |



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

令和6年国民健康・栄養調査

生活習慣調査票

(記入例)

地区番号

2705

市郡番号

1

世帯番号

001

世帯員番号

02

性別

1 男 ② 女

年齢

35

(令和6年11月1日現在)

都道府県

大阪府

保健所

〇〇

厚生労働省

問1 ここ1ヶ月間、あなたの1日の食事（間食を除く）の回数は何回でしたか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

食事には、エネルギーのない食品（水・無糖の飲料・サプリメント等）のみを摂取した場合を含みません。

- | | | | |
|---|------|------------------------------------|------|
| 1 | 1回以下 | ☒ 3 | 3回 |
| 2 | 2回 | 4 | 4回以上 |

問2 ここ1ヶ月間、あなたは、主食、主菜、副菜の3つを組み合わせる食べることが1日に2回以上あるのは週に何日でしたか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

主食：ごはん、パン、麺類などの料理
主菜：魚介類、肉類、卵類、大豆・大豆製品を主材料にした料理
副菜：野菜類、海藻類、きのこ類を主材料にした料理

- | | | | | | |
|------------------------------------|------|---|------|---|------|
| 1 | 毎日 | 4 | 週に4日 | 7 | 週に1日 |
| ☒ 2 | 週に6日 | 5 | 週に3日 | 8 | ない |
| 3 | 週に5日 | 6 | 週に2日 | | |

問3 あなたのかんで食えるときの状態について、あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

- ☒ 1 何でもかんで食えることができる
- 2 一部かめない食べ物がある
- 3 かめない食べ物が多い
- 4 かんで食えることはできない

問4 ここ1ヶ月間、あなたの1日の平均睡眠時間はどのくらいでしたか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

- 1 5時間未満
- 2 5時間以上6時間未満
- 3 6時間以上7時間未満
- ☒ 4 7時間以上8時間未満
- 5 8時間以上9時間未満
- 6 9時間以上

問5 ここ1ヶ月間、あなたは睡眠で休養が充分とれていますか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

- 1 充分とれている
- ☒ 2 まあまあとれている
- 3 あまりとれていない
- 4 まったくとれていない

問6 あなたは、現在、町内会や地域行事、ボランティア活動、スポーツや趣味などのグループ活動に参加していますか。どのような活動に、どのくらいの頻度で参加していますか。次のアからオの質問について、あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

	1. 週4回以上	2. 週2～3回	3. 週1回	4. 月1～3回	5. 年に数回	6. 参加していない
ア 町内会や地域行事などの活動	1	2	3	4	5	6
イ ボランティア活動	1	2	3	4	5	6
ウ スポーツ関係のグループ活動	1	2	3	4	5	6
エ 趣味関係のグループ活動	1	2	3	4	5	6
オ その他のグループ活動	1	2	3	4	5	6

問7 あなたは、現在、収入になる仕事（パート・アルバイトも含む）についていますか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

- ① 仕事についている 2 仕事についていない

問8 あなたは、現在、学校に通っていますか（学校の職員は除く）。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

※学校とは、高校、専門学校、短大・高専、大学、大学院

- 1 通っている ② 通っていない

問9 あなたはお酒（清酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲みますか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

- | | |
|----------|--------------|
| 1 毎日 | 6 月に1日未満 |
| 2 週5～6日 | 7 やめた |
| 3 週3～4日 | 8 飲まない（飲めない） |
| ④ 週1～2日 | |
| 5 月に1～3日 | |

（問9で1，2，3，4，5と答えた方にお聞きします。）

（問9－1）お酒を飲む日は1日あたり、どれくらいの量を飲みますか。

清酒に換算し、あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

清酒1合（アルコール度数15度・180ml）は、次の量にほぼ相当します。

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| ・ビール中瓶1本（アルコール度数5度・500ml） | ・焼酎0.6合（アルコール度数25度・約110ml） |
| ・ワイン1/4本（アルコール度数14度・約180ml） | ・ウイスキーダブル1杯（アルコール度数43度・60ml） |
| ・缶チューハイ1.5缶（アルコール度数5度・約520ml） | ・缶チューハイ1缶（アルコール度数7度・約350ml） |

- 1 1合（180ml）未満
 ② 1合以上2合（360ml）未満
 3 2合以上3合（540ml）未満
 4 3合以上4合（720ml）未満
 5 4合以上5合（900ml）未満
 6 5合（900ml）以上

問10 あなたはたばこを吸いますか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

- 1 毎日吸っている
 2 時々吸う日がある
 3 以前は吸っていたが、1ヶ月以上吸っていない
 ④ 吸わない
- } → 問11へ

(問10-1) 現在、あなたが吸っているたばこ製品について、あてはまる番号をすべて選んで○印をつけて下さい。(複数回答可)

※加熱式たばことは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品に火を点けずに、電気ヒーターで加熱などして吸う、新しいタイプのたばこです。たばこ葉の入った専用のスティック等を、専用の装置にセットして使用します。

- 1 紙巻たばこ 2 加熱式たばこ 3 その他

(問10-2) たばこをやめたいと思いますか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

- 1 やめたい 3 やめたくない
 2 本数を減らしたい 4 わからない

問11 あなたはこの1ヶ月間に、望まずに自分以外の人吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がありましたか。次のアからコのすべての場所について、それぞれあてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

※学校、飲食店、遊技場などに勤務して、その職場で受動喫煙があった場合は、「イ 職場」欄に記入して下さい。

	1. ほぼ毎日	2. 週に数回程度	3. 週に1回程度	4. 月に1回程度	5. 全くなかった	6. 行かなかった
ア 家庭	1	2	3	4	⑤	
イ 職場	1	2	3	4	⑤	6
ウ 学校	1	2	3	4	⑤	6
エ 飲食店	1	2	3	4	⑤	6
オ 遊技場 (ゲームセンター、 パチンコ、競馬場など)	1	2	3	4	⑤	6
カ 行政機関 (市役所、町村役場、公民館など)	1	2	3	4	5	⑥
キ 医療機関	1	2	3	4	⑤	6
ク 公共交通機関	1	2	3	4	⑤	6
ケ 路上	1	2	3	4	⑤	6
コ 子供が利用する 屋外の空間 (公園、通学路など)	1	2	3	4	⑤	6

ご協力ありがとうございました。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

資料 3-1

R6. 7. ●

令和6年国民健康・栄養調査
企画解析検討会

令和 6 年国民健康・栄養調査

栄 養 摂 取 状 況 調 査 票

地 区 番 号

--	--	--	--

市 郡 番 号

--

世 帯 番 号

--	--	--

調 査 日

令和 6 年

--	--

 月

--	--

 日

都道府県

保健所

調査員氏名

確認者氏名

厚生労働省

I 世帯状況・II 食事状況

「栄養摂取状況調査票の書き方」に沿って、記入してください。

I 世帯状況				
1. 世帯員 番号	2. 氏 名	3. 生 年 月 日	4. 性別	5. 妊娠・授乳
0 1		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 2		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 3		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 4		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 5		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 6		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 7		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 8		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 9		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している

6. 仕事の 種類	Ⅱ 食事状況			身体状況	
	朝	昼	夕	1日の身体活動量(歩数) (20歳以上)	歩数計の装着状況 朝起きてから寝る まで、ほぼずっと着けていましたか (入浴、水泳中などを除く)
					はい いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
					はい いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
					はい いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
					はい いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
					はい いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
					はい いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
					はい いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
					はい いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
					はい いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

資料 3-1

R6. 7. ●

令和6年国民健康・栄養調査
企画解析検討会

令和6年国民健康・栄養調査

栄養摂取状況調査票

(記入例)

地区番号

2705

市郡番号

1

世帯番号

001

調査日

令和6年 11月 27日

都道府県

大阪府

保健所

〇〇保健所

調査員氏名

△△ △△

確認者氏名

□□ □□

厚生労働省

I 世帯状況・II 食事状況

「栄養摂取状況調査票の書き方」に沿って、記入してください。

I 世帯状況

1. 世帯員 番号	2. 氏 名	3. 生 年 月 日	4. 性別	5. 妊娠・授乳
0 1	○○○○	1 明治 2 大正 ③ 昭和 4 平成 5 令和 38 年 09 月 14 日	① 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 2	△△△△	1 明治 2 大正 ③ 昭和 4 平成 5 令和 40 年 05 月 25 日	1 男 ② 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 3	□□□□	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 63 年 09 月 21 日	1 男 ② 女	1 妊娠している 18 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 4		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 5		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 6		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 7		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 8		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している
0 9		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日	1 男 2 女	1 妊娠している 週 2 分娩後満6か月未満で現在授乳している 3 分娩後満6か月未満で現在授乳していない 4 分娩後満6か月以上で現在授乳している

6. 仕事の 種類	Ⅱ 食事状況			身体状況	
	朝	昼	夕	1日の身体活動量(歩数) (20歳以上)	歩数計の装着状況 朝起きてから寝る まで、ほぼずっと着けていましたか (入浴、水泳中などを除く)
0 1	1	3	3	5 2 5 1	☒ はい ☐ いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
0 5	1	6	1	3 5 2 1	☒ はい ☐ いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
0 3	1	3	1	5 8 2 9	☒ はい ☐ いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
					☐ はい ☐ いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
					☐ はい ☐ いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
					☐ はい ☐ いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
					☐ はい ☐ いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
					☐ はい ☐ いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)
					☐ はい ☐ いいえ (いずれかに、レ印をつけて下さい)

身体状況調査票入力フォーマット

項目名	小数点	変数名	符号	符号内容	備考
地区番号上 2 桁 (都道府県)		KEN			01～47
地区番号下 2 桁 (地区番号)		TIKU			001～
市郡番号		SIGUN			1～5
世帯番号		SETAI			001～
世帯員番号		SETAIIN			01～
性別		SEI		1=男性 2=女性	
年齢		NENREI			1～
身体状況調査					
身長	1	HEIGHT			000.0～ 単位 (cm)
測定法 (身長)	0	SOKUTEI_HEIGHT	1 2	調査員が測定 被調査者が測定	
体重	1	B_WEIGHT			000.0～ 単位 (kg)
測定法 (体重)	0	SOKUTEI_WEIGHT	1 2	調査員が測定 被調査者が測定	
腹囲	1	ABD_C			000.0～ 単位 (cm)
測定法 (腹囲)	0	SOKUTEI	1 2	調査員が測定 被調査者が測定	
(4) 血圧					
1回目					
収縮期 (最高)	0	SBP1			001～ 単位 (mmHg)
拡張期 (最低)	0	DBP1			001～ 単位 (mmHg)
2回目					
収縮期 (最高)	0	SBP2			001～ 単位 (mmHg)
拡張期 (最低)	0	DBP2			001～ 単位 (mmHg)
(5) 血液検査の有無	0	BLOODT	1 2	有 無	
食後時間	0	SHOKUGO	1	約30分	
			2	約 1 時間	
			3	約 2 時間	
			4	約 3 時間	
	0		5	約 4 時間	
			6	約 5 ～ 6 時間	
			7	約 7 ～ 8 時間	
			8	約 9 ～ 10 時間	
			9	10 時間以上	
(6) 服薬					
a 血圧を下げる薬	0	DRUG_HT	1 2	有 無	
b 脈の乱れに関する薬	0	DRUG_AR	1 2	有 無	
c コレステロールを下げる薬	0	DRUG_LI	1 2	有 無	
d 中性脂肪を下げる薬	0	DRUG_TG	1 2	有 無	
(7) 糖尿病といわれたことの有無	0	DM_D	1 2	有 無	
(7-1) 現在の糖尿病の治療の有無	0	DM_T	1 2	有 無	
(7-2) インスリン注射・血糖を下げる薬の有無	0	DRUG_DM	1 2	有 無	
(7-3) 生活習慣改善	0	HAB_DM	1 2	有 無	
(8) 医師等からの運動禁止の有無	0	EXC_KIN	1 2	有 無	
(9) a 運動日数	0	EXC_1WK			0～7
(9) b 平均運動					
時間	0	EXC_HR			0～24 単位 (時間) (a) 運動日数が「1以上」で 時間が無記入の場合は 「0」とする。
分	0	EXC_MIN			00～60 単位 (分) (a) 運動日数が「1以上」で 分が無記入の場合は「0」 とする。
(9) c 運動の継続年数	0	EXC_CON	1 2	1年未満 1年以上	

生活習慣調査票入力フォーマット

項目名	小数点	変数名	符号	符号内容	備考
地区番号上2桁(都道府県)		KEN			01～47
地区番号下2桁(地区番号)		TIKU			01～
市郡番号		SIGUN			1～5
世帯番号		SETAI			001～
世帯員番号		SETAI IN			01～
性別	0	SEI		1=男性 2=女性	
年齢	0	NENREI			20～
問1 1日の食事の回数	0	L24Q1	1 2 3 4	1回以下 2回 3回 4回以上	
問2 主食、主菜、副菜を組み合わせることが1日2回以上ある日数	0	L24Q2	1 2 3 4 5 6 7 8	毎日 週に6日 週に5日 週に4日 週に3日 週に2日 週に1日 ない	
問3 かねで食えるときの状態	0	L24Q3	1 2 3 4	何でもかねで食えることができる 一部かめない食べ物がある かめない食べ物が多い かねで食えることはできない	
問4 1日の平均睡眠時間	0	L24Q4	1 2 3 4 5 6	5時間未満 5時間以上6時間未満 6時間以上7時間未満 7時間以上8時間未満 8時間以上9時間未満 9時間以上	
問5 睡眠で休養が充分とれているか	0	L24Q5	1 2 3 4	充分とれている まあまあとれている あまりとれていない まったくとれていない	
問6 町内会や地域行事、ボランティア活動、スポーツや趣味などのグループ活動に参加しているか					
ア、町内会や地域行事などの活動	0	L24Q6_1	1 2 3 4 5 6	週4回以上 週2～3回 週1回 月1～3回 年に数回 参加していない	
イ、ボランティア活動	0	L24Q6_2	1 2 3 4 5 6	週4回以上 週2～3回 週1回 月1～3回 年に数回 参加していない	
ウ、スポーツ関係のグループ活動	0	L24Q6_3	1 2 3 4 5 6	週4回以上 週2～3回 週1回 月1～3回 年に数回 参加していない	
エ、趣味関係のグループ活動	0	L24Q6_4	1 2 3 4 5 6	週4回以上 週2～3回 週1回 月1～3回 年に数回 参加していない	
オ、その他のグループ活動	0	L24Q6_5	1 2 3 4 5 6	週4回以上 週2～3回 週1回 月1～3回 年に数回 参加していない	
問7 収入になる仕事をしているか	0	L24Q7	1 2	仕事についている 仕事についていない	
問8 学校に通っているか	0	L24Q8	1 2	通っている 通っていない	
問9 飲酒の頻度	0	L24Q9	1 2 3 4 5 6 7 8	毎日 週5～6日 週3～4日 週1～2日 月に1～3回 月に1回未満 やめた 飲まない(飲めない)	
問9ー1 1日当たり飲酒量	0	L24Q9_1	1 2 3 4 5	1合(180ml)未満 1合以上2合(360ml)未満 2合以上3合(540ml)未満 3合以上4合(720ml)未満 4合以上5合(900ml)未満	

項目名	小数点	変数名	符号	符号内容	備考
問10 たばこを吸うか	0	L24Q10	6 1 2 3 4	5合（900ml）以上 毎日吸っている 時々吸う日がある 以前は吸っていたが1ヶ月以上吸っていない 吸わない	
問10－1 たばこ製品（複数回答）					
1 紙巻たばこ	0	L24Q10_1_1	1 2	選択 選択なし	
2 加熱式たばこ	0	L24Q10_1_2	1 2	選択 選択なし	
3 その他	0	L24Q10_1_3	1 2	選択 選択なし	
問10－2 禁煙の希望	0	L24Q10_2	1 2 3 4	やめたい 本数を減らしたい やめたくない わからない	
問12 受動喫煙の有無					
ア 家庭	0	L24Q11_1	1 2 3 4 5	ほぼ毎日 週に数回程度 週に1回程度 月に1回程度 全くなかった	
イ 職場	0	L24Q11_2	1 2 3 4 5 6	ほぼ毎日 週に数回程度 週に1回程度 月に1回程度 全くなかった 行かなかった	
ウ 学校	0	L24Q11_3	1 2 3 4 5 6	ほぼ毎日 週に数回程度 週に1回程度 月に1回程度 全くなかった 行かなかった	
エ 飲食店	0	L24Q11_4	1 2 3 4 5 6	ほぼ毎日 週に数回程度 週に1回程度 月に1回程度 全くなかった 行かなかった	
オ 遊技場	0	L24Q11_5	1 2 3 4 5 6	ほぼ毎日 週に数回程度 週に1回程度 月に1回程度 全くなかった 行かなかった	
カ 行政機関	0	L24Q11_6	1 2 3 4 5 6	ほぼ毎日 週に数回程度 週に1回程度 月に1回程度 全くなかった 行かなかった	
キ 医療機関	0	L24Q11_7	1 2 3 4 5 6	ほぼ毎日 週に数回程度 週に1回程度 月に1回程度 全くなかった 行かなかった	
ク 公共交通機関	0	L24Q11_8	1 2 3 4 5 6	ほぼ毎日 週に数回程度 週に1回程度 月に1回程度 全くなかった 行かなかった	
ケ 路上	0	L24Q11_9	1 2 3 4 5 6	ほぼ毎日 週に数回程度 週に1回程度 月に1回程度 全くなかった 行かなかった	
コ 子供が利用する屋外の空間	0	L24Q11_10	1 2 3 4 5 6	ほぼ毎日 週に数回程度 週に1回程度 月に1回程度 全くなかった 行かなかった	

栄養摂取状況調査票入力フォーマット

項目名		変数名	符号	符号内容	備考
地区番号上2桁(都道府県)		KEN			01～47
地区番号下2桁(地区番号)		TIKU			01～
市郡番号		SIGUN			1～5
世帯番号		SETAI			001～
調査日					
調査月					01～12
調査日					01～31
世帯員番号		SETAIIN			01～
生年月日	年号	B_NENGO	1 2 3 4 5	明治 大正 昭和 平成 令和	
	年	B_YY			01～64
	月	B_MM			01～12
	日	B_DD			01～31
性別		SEI		1 2	男性 女性
妊娠・授乳の有無					
妊婦・授乳婦		NINPU		0 1 2 3 4	男性または現在妊娠・授乳していない女性（本来男性は妊娠しないことと、授乳婦も除外する必要があるため） 妊娠している 分娩後6か月未満で現在授乳中 分娩後6か月未満で現在授乳していない 分娩後6か月以上で現在授乳している
妊娠週数		NIN_WKS			連続変数
仕事の種類		SIGOTO			1～21
食事状況					
朝		ASA			1～9
昼		HIRU			1～9
夕		BAN			1～9
歩数		HOSUU			連続変数
歩数計装着状況		SOCHAKU		1 2	はい いいえ

フ ェ ースシート										(8) ※20歳以上				(9) ※20歳以上																
(1) ※1歳以上		(2) ※1歳以上		(3) ※20歳以上		(4) ※20歳以上				(5) ※20歳以上				(6) ※20歳以上				(7) ※20歳以上												
地区番号 上2桁	地区番号 下2桁	市郡番号	世帯番号	世帯番号	世帯番号	身長	測定法 (身長)	体重	測定法 (体重)	腹囲	測定法 (腹囲)	収縮期 (最高) 血圧 1	拡張期 (最低) 血圧 1	収縮期 (最高) 血圧 2	拡張期 (最低) 血圧 2	血液検査	食後時間	(a) 血圧を 下げる薬	(b) 脈の乱 れに関する薬	(c) コレステ ロールを下げ る薬	(d) 中性脂 肪を下げる薬	糖尿病と いわれたことの有 無	現在の糖尿 病治療の有無	インスリン注 射・血糖を下 げる薬の有無	生活習慣 改善の有無	運動の禁 止	(a) 1週間 の運動日 数	(b) 平均時 間	(c) 平均分	(c) 運動の 継続年数

フェースシート					問1	問2	問3	問4	問5	問6.地域でのグループ活動への参加					問7	問8	問9	問9-1	問10	問10-1 たばこ製品（複数回答）				問10-2	問11 受動喫煙の有無														
地区番号 上2桁	地区番号 下2桁	市郡番号	世帯番号	世帯番号	1日の食事の回数	年齢	性別	世帯番号	年齢	性別	主食、主食、副菜を組み合わせる割合	1日の食事の回数	年齢	性別	世帯番号	世帯番号	平均睡眠時間	睡眠で休養がとれているか	問6.地域でのグループ活動への参加					問7 収入になる仕事をしているか	問8 学校に通っているか	問9 1日当たり飲酒度数	問9-1 たばこを吸うか	問10 紙巻たばこ 1 加熱たばこ 2 その他 3	問10-2 禁煙の希望	ア 家庭	イ 職場	ウ 学校	エ 飲食店	オ 遊技場	カ 行政機関	キ 医療機関	ク 公共交通機関	ケ 路上	コ 子供が利用する屋外の空間
																			ア 町内会や地域行事などの活動	イ ボランティア活動	ウ スポーツ関係のグループ活動	エ 趣味関係のグループ活動	オ その他のグループ活動																

[illegible]

調査票管理簿（入力業務）

↓総ファイル冊子数 ↓総段ボール箱数

0冊

0箱

地区番号	地区名Ⅰ	地区名Ⅱ	ファイル数	段ボール番号	引き渡し日	返却日	備考
0101	室蘭市						
0102	稚内市						
0103	釧路郡	釧路町					
0104	札幌市	北区					
0105	札幌市	白石区					
0106	札幌市	南区					
0107	札幌市	清田区					
0108	函館市						
0109	旭川市						
0110	小樽市						
0201	弘前市						
0202	十和田市						
0203	むつ市						
0204	平川市						
0205	上北郡	野辺地町					
0206	三戸郡	五戸町					
0207	青森市						
0208	青森市						
0209	八戸市						
0210	八戸市						
0301	大船渡市						
0302	花巻市						
0303	遠野市						
0304	一関市						
0305	釜石市						
0306	奥州市						
0307	滝沢市						
0308	岩手郡	岩手町					
0309	盛岡市						
0310	盛岡市						
0401	塩竈市						
0402	岩沼市						
0403	大崎市						
0404	柴田郡	村田町					
0405	遠田郡	美里町					
0406	仙台市	青葉区					
0407	仙台市	宮城野区					
0408	仙台市	若林区					
0409	仙台市	太白区					
0410	仙台市	泉区					
0501	大館市						
0502	男鹿市						
0503	湯沢市						
0504	鹿角市						
0505	由利本荘市						
0506	大仙市						
0507	山本郡	三種町					
0508	秋田市						

地区番号	地区名Ⅰ	地区名Ⅱ	ファイル数	段ボール番号	引き渡し日	返却日	備考
0509	秋田市						
0510	秋田市						
0601	米沢市						
0602	鶴岡市						
0603	酒田市						
0604	新庄市						
0605	上山市						
0606	天童市						
0607	東村山郡	中山町					
0608	西置賜郡	小国町					
0609	山形市						
0610	山形市						
0701	会津若松市						
0702	須賀川市						
0703	南相馬市						
0704	伊達市						
0705	西白河郡	泉崎村					
0706	福島市						
0707	福島市						
0708	郡山市						
0709	郡山市						
0710	いわき市						
0801	土浦市						
0802	古河市						
0803	常陸太田市						
0804	取手市						
0805	つくば市						
0806	ひたちなか市						
0807	筑西市						
0808	稲敷市						
0809	行方市						
0810	水戸市						
0901	足利市						
0902	鹿沼市						
0903	小山市						
0904	真岡市						
0905	那須塩原市						
0906	下都賀郡	壬生町					
0907	那須郡	那須町					
0908	宇都宮市						
0909	宇都宮市						
0910	宇都宮市						
1001	桐生市						
1002	伊勢崎市						
1003	太田市						
1004	吾妻郡	嬭恋村					
1005	利根郡	片品村					
1006	邑楽郡	大泉町					
1007	前橋市						
1008	前橋市						
1009	高崎市						

地区番号	地区名Ⅰ	地区名Ⅱ	ファイル数	段ボール番号	引き渡し日	返却日	備考
1010	高崎市						
1101	秩父市						
1102	所沢市						
1103	上尾市						
1104	蕨市						
1105	新座市						
1106	三郷市						
1107	さいたま市	北区					
1108	さいたま市	浦和区					
1109	川越市						
1110	越谷市						
1201	市川市						
1202	成田市						
1203	旭市						
1204	習志野市						
1205	市原市						
1206	我孫子市						
1207	千葉市	中央区					
1208	千葉市	若葉区					
1209	船橋市						
1210	柏市						
1301	立川市						
1302	武蔵野市						
1303	清瀬市						
1304	八王子市						
1305	文京区						
1306	墨田区						
1307	江東区						
1308	品川区						
1309	大田区						
1310	世田谷区						
1311	中野区						
1312	北区						
1313	練馬区						
1314	葛飾区						
1315	江戸川区						
1401	小田原市						
1402	大和市						
1403	高座郡	寒川町					
1404	横浜市	中区					
1405	横浜市	港北区					
1406	横浜市	旭区					
1407	横浜市	都筑区					
1408	川崎市	中原区					
1409	川崎市	宮前区					
1410	藤沢市						
1501	長岡市						
1502	三条市						
1503	村上市						
1504	五泉市						
1505	上越市						

地区番号	地区名Ⅰ	地区名Ⅱ	ファイル数	段ボール番号	引き渡し日	返却日	備考
1506	胎内市						
1507	新潟市	北区					
1508	新潟市	中央区					
1509	新潟市	江南区					
1510	新潟市	西区					
1601	高岡市						
1602	高岡市						
1603	滑川市						
1604	黒部市						
1605	南砺市						
1606	射水市						
1607	富山市						
1608	富山市						
1609	富山市						
1610	富山市						
1702	小松市						
1704	加賀市						
1705	白山市						
1706	河北郡	津幡町					
1707	金沢市						
1708	金沢市						
1709	金沢市						
1710	金沢市						
1801	敦賀市						
1802	小浜市						
1803	勝山市						
1804	あわら市						
1805	越前市						
1806	坂井市						
1807	丹生郡	越前町					
1808	福井市						
1809	福井市						
1810	福井市						
1901	大月市						
1902	南アルプス市						
1903	甲斐市						
1904	甲州市						
1905	中央市						
1906	南巨摩郡	身延町					
1907	南都留郡	富士河口湖町					
1908	甲府市						
1909	甲府市						
1910	甲府市						
2001	上田市						
2002	駒ヶ根市						
2003	茅野市						
2004	南佐久郡	小海町					
2005	木曽郡	大桑村					
2006	東筑摩郡	筑北村					
2007	上水内郡	飯綱町					
2008	長野市						

地区番号	地区名Ⅰ	地区名Ⅱ	ファイル数	段ボール番号	引き渡し日	返却日	備考
2009	長野市						
2010	松本市						
2101	大垣市						
2102	高山市						
2103	関市						
2104	美濃加茂市						
2105	各務原市						
2106	羽島郡	笠松町					
2107	安八郡	輪之内町					
2108	加茂郡	富加町					
2109	岐阜市						
2110	岐阜市						
2201	沼津市						
2202	三島市						
2203	富士市						
2204	藤枝市						
2205	御殿場市						
2206	袋井市						
2207	静岡市	葵区					
2208	静岡市	清水区					
2209	浜松市	中区					
2210	浜松市	西区					
2301	豊川市						
2302	碧南市						
2303	小牧市						
2304	海部郡	蟹江町					
2305	知多郡	阿久比町					
2306	名古屋市	千種区					
2307	名古屋市	中区					
2308	名古屋市	南区					
2309	豊橋市						
2310	一宮市						
2401	津市						
2402	伊勢市						
2403	松阪市						
2404	鈴鹿市						
2405	鈴鹿市						
2406	名張市						
2407	尾鷲市						
2408	三重郡	朝日町					
2409	四日市市						
2410	四日市市						
2501	彦根市						
2502	近江八幡市						
2503	草津市						
2504	守山市						
2505	野洲市						
2506	湖南市						
2507	東近江市						
2508	米原市						
2509	大津市						

地区番号	地区名Ⅰ	地区名Ⅱ	ファイル数	段ボール番号	引き渡し日	返却日	備考
2510	大津市						
2601	宇治市						
2602	亀岡市						
2603	長岡京市						
2604	京田辺市						
2605	木津川市						
2606	京都市	上京区					
2607	京都市	中京区					
2608	京都市	南区					
2609	京都市	伏見区					
2610	京都市	山科区					
2701	富田林市						
2702	柏原市						
2703	摂津市						
2704	泉南市						
2705	豊能郡	豊能町					
2706	大阪市	天王寺区					
2707	大阪市	阿倍野区					
2708	大阪市	平野区					
2709	堺市	堺区					
2710	東大阪市						
2801	芦屋市						
2802	伊丹市						
2803	加古川市						
2804	佐用郡	佐用町					
2805	神戸市	兵庫区					
2806	神戸市	垂水区					
2807	神戸市	西区					
2808	姫路市						
2809	明石市						
2810	西宮市						
2901	大和郡山市						
2902	橿原市						
2903	桜井市						
2904	生駒市						
2905	葛城市						
2906	生駒郡	三郷町					
2907	北葛城郡	王寺町					
2908	奈良市						
2909	奈良市						
2910	奈良市						
3001	海南市						
3002	橋本市						
3003	田辺市						
3004	紀の川市						
3005	有田郡	広川町					
3006	東牟婁郡	串本町					
3007	和歌山市						
3008	和歌山市						
3009	和歌山市						
3010	和歌山市						

地区番号	地区名Ⅰ	地区名Ⅱ	ファイル数	段ボール番号	引き渡し日	返却日	備考
3101	米子市						
3102	米子市						
3103	倉吉市						
3104	境港市						
3105	八頭郡	八頭町					
3106	東伯郡	琴浦町					
3107	日野郡	日野町					
3108	鳥取市						
3109	鳥取市						
3110	鳥取市						
3201	浜田市						
3202	出雲市						
3203	出雲市						
3204	出雲市						
3205	益田市						
3206	安来市						
3207	邑智郡	邑南町					
3208	松江市						
3209	松江市						
3210	松江市						
3301	総社市						
3302	新見市						
3303	瀬戸内市						
3304	小田郡	矢掛町					
3305	岡山市	北区					
3306	岡山市	北区					
3307	岡山市	中区					
3308	岡山市	南区					
3309	倉敷市						
3310	倉敷市						
3401	府中市						
3402	東広島市						
3403	廿日市市						
3404	広島市	東区					
3405	広島市	西区					
3406	広島市	安佐南区					
3407	広島市	佐伯区					
3408	呉市						
3409	福山市						
3410	福山市						
3501	宇部市						
3502	山口市						
3503	防府市						
3504	下松市						
3505	岩国市						
3506	長門市						
3507	美祢市						
3508	周南市						
3509	下関市						
3510	下関市						
3601	徳島市						

地区番号	地区名Ⅰ	地区名Ⅱ	ファイル数	段ボール番号	引き渡し日	返却日	備考
3602	徳島市						
3603	徳島市						
3604	徳島市						
3605	鳴門市						
3606	阿南市						
3607	阿波市						
3608	美馬市						
3609	名西郡	石井町					
3610	板野郡	藍住町					
3701	丸亀市						
3702	坂出市						
3703	観音寺市						
3704	三豊市						
3705	木田郡	三木町					
3706	仲多度郡	多度津町					
3707	高松市						
3708	高松市						
3709	高松市						
3710	高松市						
3801	今治市						
3802	今治市						
3803	新居浜市						
3804	大洲市						
3805	四国中央市						
3806	東温市						
3807	松山市						
3808	松山市						
3809	松山市						
3810	松山市						
3901	南国市						
3902	土佐清水市						
3903	安芸郡	東洋町					
3904	高岡郡	佐川町					
3905	高岡郡	四万十町					
3906	高知市						
3907	高知市						
3908	高知市						
3909	高知市						
3910	高知市						
4001	小郡市						
4002	春日市						
4003	糸島市						
4004	糟屋郡	久山町					
4005	北九州市	小倉北区					
4006	北九州市	八幡西区					
4007	福岡市	東区					
4008	福岡市	南区					
4009	福岡市	西区					
4010	久留米市						
4101	佐賀市						
4102	佐賀市						

地区番号	地区名Ⅰ	地区名Ⅱ	ファイル数	段ボール番号	引き渡し日	返却日	備考
4103	唐津市						
4104	鳥栖市						
4105	多久市						
4106	伊万里市						
4107	武雄市						
4108	神埼市						
4109	三養基郡	みやき町					
4110	杵島郡	白石町					
4201	諫早市						
4202	大村市						
4203	対馬市						
4204	南島原市						
4205	西彼杵郡	長与町					
4206	長崎市						
4207	長崎市						
4208	長崎市						
4209	佐世保市						
4210	佐世保市						
4301	八代市						
4302	荒尾市						
4303	山鹿市						
4304	菊池市						
4305	宇城市						
4306	上益城郡	山都町					
4307	熊本市	中央区					
4308	熊本市	東区					
4309	熊本市	西区					
4310	熊本市	北区					
4401	別府市						
4402	日田市						
4403	佐伯市						
4404	臼杵市						
4405	宇佐市						
4406	国東市						
4407	大分市						
4408	大分市						
4409	大分市						
4410	大分市						
4501	都城市						
4502	延岡市						
4503	延岡市						
4504	日南市						
4505	えびの市						
4506	東臼杵郡	門川町					
4507	宮崎市						
4508	宮崎市						
4509	宮崎市						
4510	宮崎市						
4601	鹿屋市						
4602	指宿市						
4603	曽於市						

地区番号	地区名Ⅰ	地区名Ⅱ	ファイル数	段ボール番号	引き渡し日	返却日	備考
4604	奄美市						
4605	始良市						
4606	薩摩郡	さつま町					
4607	鹿児島市						
4608	鹿児島市						
4609	鹿児島市						
4610	鹿児島市						
4701	宜野湾市						
4702	浦添市						
4703	沖縄市						
4704	うるま市						
4705	宮古島市						
4706	国頭郡	今帰仁村					
4707	中頭郡	読谷村					
4708	中頭郡	西原町					
4709	那覇市						
4710	那覇市						

契 約 書

1. 件 名 令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約）
2. 履 行 場 所 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
大阪府摂津市千里丘新町 3-17 健都イノベーションパーク NK ビル
3. 契 約 期 間 自 令和6年 月 日
至 令和7年3月25日
4. 契 約 金 額 別紙 単価表のとおり
5. 契 約 保 証 金 免 除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と落札者（以下「乙」という。）とは、令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約）について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

（契約の範囲）

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

（禁止又は制限される行為）

第2条 乙は、この契約により生ずる全ての権利又は義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供したりする等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利又は義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

（守秘義務）

第3条 乙は、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（契約の変更）

第4条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議の上契約を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条に定める年率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(延滞料)

第8条 甲は、乙が期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を延滞料として徴収するものとする。

(危険負担)

第9条 甲及び乙は、この契約に基づく作業中双方の責がなく契約の目的物が滅失若しくは損傷し、又は作業の履行ができなくなり履行不能となったとき、当該契約は解除することが出来る。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、納期限までに乙がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査員の職務の執行を妨げたとき。

三 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第 11 条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第 12 条 甲が、第 10 条第 1 号及び第 2 号により契約を解除した場合、乙は違約金として、契約金の 100 分の 10 に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責めに帰すべき事由によって損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。

3 第 1 項に規定する損害賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 14 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条若しくは同法第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6、同法第 198 条、又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員、又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による通知を受けたとき、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 15 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、更後の請負(契約)金額)の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支

払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第17条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為

- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 18 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 19 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 20 条 甲は、第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 22 条 甲は検査終了後に、履行された業務が契約の内容に適合しないこと（以下「不適

合」という。)を発見したときは、乙に対し、納品後1年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法(明治29年法律第89号)第562条第1項ただし書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が追加の作業をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(協議)

第23条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議の上解決するものとする。

(裁判管轄)

第24条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔

単価表

単位：円

項目名	単価（税抜）	予定件数	予定調達金額
身体状況調査票 処理料		20,000 件	
生活習慣調査票 処理料		20,000 件	
栄養摂取状況調査票 処理料		12,000 件	

質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約）

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年11月15日（金）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約）

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年11月15日（金）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 別紙「適合証明書」及び仕様書11を満たすことを証明する書類
- 6 提出部数 各1部
- 7 提出期限 令和6年11月22日（金）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約）」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

適合証明書

件名：令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約）
社名：
部署名及び担当者氏名：
電話番号：
メールアドレス：

番号	仕様書の要件	補足事項	証明内容	適合
1	官公庁等の公的機関において実施している調査のデータ代行入力業務を実施した経験を持つこと。	左記の実績を証明するの業務履歴書又は契約書の写しを添付すること。	別紙〇のとおり	

- ・ 証明内容の欄には添付する資料の内容を記載すること
- ・ 適合の欄は当所側で記入するため、空欄とすること

入札書

件名 令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約）

金 _____ 円也
（入札書別紙の総合計の欄に記載した金額を記載すること）

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

（競争参加者）

住 所

称号又は名称

代表者職氏名



契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2) 及び
(3) の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代 理 人 〇〇 〇〇 印

「例2: 契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 〇〇 〇〇 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

契約担当役

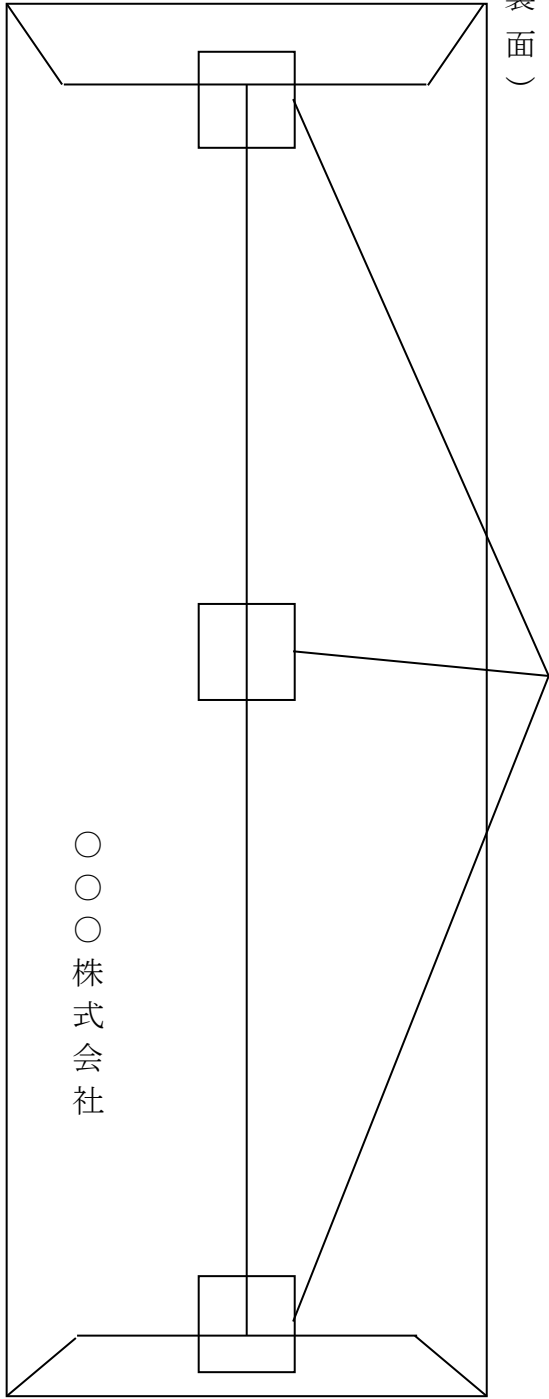
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



〇〇〇株式会社

入 札 辞 退 届

件 名： 令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約）

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

委 任 状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和6年11月26日開札 件名「令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約）」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名

⑨

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務（単価契約）

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課管理係

提出先メールアドレス eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書：令和6年11月15日（金）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類：令和6年11月22日（金）17時00分まで

入札書：令和6年11月25日（月）17時00分まで

開札日の日時：令和6年11月26日（火）10時30分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	令和6年国民健康・栄養調査データ入力等業務(単価契約)
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に ☒ をお願いします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか ☐ 1 特に問題はなかった ☐ 2 期間が短かった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に ☒ をお願いします。	☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 ☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 ☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) ☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 ☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) ☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 ☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 ☐ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 ☐ 9 その他:自由記載
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課